

Title	解題：インターネット時代における法学・政治学の課題
Sub Title	
Author	小山, 剛(Koyama, Go)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2015
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.88, No.2 (2015. 2) ,p.71- 72
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事：平成二六年度慶應法学会シンポジウム インターネット社会における法と政治
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20150228-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事：平成二六年度慶應法学会シンポジウム

インターネット社会における法と政治

解題

インターネット時代における法学・政治学の課題

法学部教授 小山 剛

1. 平成二六年度春季慶應法学会は、「インターネット社会における法と政治」という共通テーマの下、二〇一四年六月一四日に、慶應義塾大学東館八階ホールで開催された。今回の学会は、共通テーマ自体がタイムリーで意欲的であったばかりではなく、個別テーマおよび報告者も、①安富潔会員（京都産業大学法務研究科客員教授・慶應義塾大学名誉教授）「情報セキュリティの法的保護——刑事法的視点から」、②伊藤高史会員（創価大学文学部教授）「インターネット時代の世論とジャーナリズム——『メディア論』の視点から」、③西川賢会員（津田塾大学法学部准教授）「選挙」なのか『統治』なのか——メディア技術の革新が齎すアメリカ民主主義の危機？」、④西川理恵子会員（慶應義塾大学教授）「Net Neutrality——最近のアメリカの判例から」という、きわめて刺激的なものであった。
2. まず、安富報告では、サイバー犯罪とよばれる「高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪」および「政府機関や重要インフラ

事業者等の基幹システムを機能不全に陥らせるサイバーテロや情報通信技術を用いて政府機関や先端技術を有する企業から機密情報を窃取するサイバーインテリジェンスといったサイバー攻撃¹について、刑事法のこれまでの対応と、今後の課題が詳述された。立法過程にも関与した安富会員の報告は理論的であると同時に実証的であり、問題の所在を的確に伝達するものであったといえよう。

伊藤報告が取り上げたのは、「ネット世論」という事象である。伊藤報告は、先行業績を参照しつつ、「マスメディア時代」の世論と「インターネット時代」の世論を対比し、前者は社会を統合する方向に機能するものであったが、後者は社会を分裂させ、さらに分裂を増幅させる機能を持つものであると指摘した。従来、社会が論ずるべき統一のテーマや意見を独占的に表象したマスメディアは、インターネットにおける「プレーヤー」の位置に甘んじようとしているかにも見える、という指摘は傾聴すべきものであるように思われる。

西川賢報告は、インターネット時代を迎えて選挙キャンペーンのあり方がどのように変化したかについ

て、新聞、テレビ広告、ラジオ、ダイレクト・メールなどが主役であった一九八〇年代と、ケーブルテレビ、インターネット、SNSなどが確かな地歩を占めつつある現在とを比較する。西川賢会員は、「選挙化する統治」という言葉を用い、現在のアメリカ民主主義から、円滑な統治に向けて必要かつ適切な妥協を可能とする政治的礼節や中道という徳性が著しく失われていることを指摘した。

最後に、西川理恵子会員は、Net Neutrality²という耳慣れない概念を用い、インターネットの世界における中立性・公平性とは何かという問いに対して、興味深く応答した。ここでは、利用者、事業者、国という三者の関係という視点から、考察が加えられている。

3. 詳細は本号に掲載された各論考の参照を乞うが、「インターネット時代」が、法律・政治に横断的なテーマであり、各分野において深く考究されるべきであると同時に、分野を横断した知識と意見交換が必要なテーマであることを改めて認識した。各報告者の入念な準備と会員による活発な質疑応答に感謝申し上げます。